

## 委員からのご意見に対する回答

09.10.11 広域連合

項目	1 周知方法について
意見	<p>① 該当する被保険者の方々に、後期高齢者医療制度の概要と年金からの特別徴収となることを、早い機会に市町村広報や各団体を通して周知するよう要望する。</p> <p>② なお、特別徴収制度は介護保険料と同じ方法となるので、介護保険料も含まれると誤解する場合も想定されるので留意されたい。</p>
回答	<p>① 市町村においては、毎月の市町村広報や国保保険料の更新時にしおり等を添付するなどの方法により周知しており、今後も引き続き周知するように依頼します。</p> <p>広域連合においては、広報チラシを作成し、回覧板や市町村窓口を利用して周知します。年金天引き等制度の概要に関するチラシは9～10月に既に配付し、保険料については保険料率決定後速やかに(予定では1月)配付します。</p> <p>② 1月配付予定の広報チラシにおいて、誤解のないよう説明します。</p>

項目	2 負担の公平について
意見	<p>今回の法律改正では、同一世帯内で国保税と後期高齢者保険料の二通りの負担となる可能性がある。従前の負担との均衡を失しないよう軽減措置を講じて欲しい。</p>
回答	<p>後期高齢者医療制度においては特に経過措置はありませんが、国保税については以下の経過措置が予定されています。</p> <p>①世帯割で賦課される保険料の軽減</p> <p>単身世帯となる方は、5年間、世帯割分を半額にします。</p> <p>②低所得者に対する軽減</p> <p>軽減を受けている世帯について、国保からの移行により世帯の国保被保険者が減少しても、5年間、従前と同様の軽減措置が受けられます。</p>

項目	3 高齢者医療費について
意見	<p>① 医療費は、高齢化により増加する傾向にある。行政として、高齢化社会を前提に国、県、市町村が一体となり少子高齢化対策と同様、総合的に高齢化対策を立案する必要がある。</p> <p>② 医療費の増加の一因としては、医療の高度化による費用とともに、生命維持装置などの延命措置も対象となる。生命の尊厳にかかわる事柄だけに高度な専門家により検討して欲しい。</p>
回答	<p>① 国では、将来にわたり持続可能な高齢者の医療制度を構築するため、地域の関係者が協力して医療の地域特性を踏まえた医療費適正化の推進、地域の医療費水準に見合った保険料の設定、保険財政の運営を適切な単位（規模）で行い財政運営の安定化を進めているところです。</p> <p>② 国では、後期高齢者医療制度の創設にあたり、現在、社会保障審議会特別部会において、後期高齢者の心身の特性にふさわしい各種医療のあり方について検討しています。</p>

項目	4 課税限度額について
意見	<p>現役並みの収入のある被保険者は従前とおりの三割負担であり、保険料の限度額は 50 万円と想定されているが、夫婦とも現役並みの収入がある被保険者は、従前の国民健康保険税の負担から考えると、倍近い負担となるので考慮されたい。</p>
回答	<p>賦課限度額について、国民健康保険では世帯単位で 56 万円であるのに対し、後期高齢者医療制度では個人単位で 50 万円です。したがって、後期高齢者医療制度に移行することにより、世帯とすると保険料負担が大幅に増加することが予想されます。この点について、国は、所得割の負担予定者を全体の 3 割と想定し、負担能力の高い方に応分の負担を求めることにより、中間所得層の負担をできるだけ抑制したいと考えており、限度額に対する経過措置を設ける予定はありません。</p>